

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人古沢学園では、すべての教職員が仕事と家庭生活とを両立できる働きやすい職場環境を整えるため、次世代育成支援対策推進法に基づいて一般事業主行動計画を策定しています。

1 計画期間 令和6年8月1日～令和11年7月31日(5年間)

2 取組内容

目標1 : 女性労働者の育児休業取得率100%を維持し、男性労働者の子の出生に関する休暇取得率80%を目指す。

【取組内容】

令和6年8月～ 育児休業制度・出生時育児休業制度・配偶者出産時休暇等の制度について、教職員に改めて周知する。

目標2 : 年次有給休暇の取得日数を増やす。

【取組内容】

令和6年8月～ 年次有給休暇の取得について、定期的に周知し取得の促進を図る。特に、ゴールデンウィーク、夏季休業・年末年始休業などと組み合わせた休暇の取得を促進するなど、休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

以上